

日事連が明示要望

法適合確認の責任範囲

設備一級で、業務報酬も

日本建築士事務所協会連合会の三栖邦博会長ら幹部は13日、国土交通省を訪れ、金子一義国交相宛に「設備設計一級建築士制度の円滑な施行に関する要望」を提出した。要望は、法適合確認支援団体に対する支援と中央サポートセンターの機能強化、法適合確認マニュアルの早期提示・公表など5項目。特に3月までに国がまとめる予定の法適合確認マニュアルでは、責任範囲を強く要望した。会員からは、他者が行つた設備設計の法適合確認をする場合、その責任がどこまで及ぶのかを懸念する声が出ているといい、責任範囲が明確にならないと制度が機能しない恐れがあるとしている。

当日は国交省の井上俊之住
宅局建築指導課長に要望書を
提出、三栖会長は「ほぼ要望
が合意したと聞くが、うち施
工会社や行政など、法適合確
認の立場ない人を除くと、
よりに施策を実行してくれ
るものと受け止めた」と話し
た。その一方で、「(設備設
計一級建築士は) 2700人
ネットなどの施策をしつかり

やつてほしい」と訴える。
要望はこのほか、△公共建
築などにおける発注者の対応
の適正化△地方における設備
の確保のための継続的取り組み強化△制度の施
行に関する状況の継続的把握
と建築士事務所業務に支障が
生じた場合の対応策となつて
いる。

法適合マニュアルの早期提
示では、設備は電気、機械に
専門が分かれ専門外まで責任
を負うのは難しいとの声が強
い。一定規模以上の建築物は、
基本的には一級建築士、構造
設計一級建築士、設備設計一
級建築士の3者で責任を分担
することになるが、要望では
その責任範囲を早急に明確に

設計一級建築士の有無を選定
条件にするなど、設備設計一
級建築士がいない事務所が不
利益を生じないよう求めた。
継続的取り組みの強化は、
講習の実施頻度のアップ、地
方への確実な情報の提供、施
行後に支障が出た際の対応で
は、状況把握と時機を失しな
い対策を要望した。

しじほい」と訴えている。さ
らに、マニュアルは簡素なも
のであること、設備設計一級
建築士の責任範囲を極力限定
すること、法適合確認の業務
報酬の明示などを要望した。
公共建築などの発注者の
対応適正化は、発注の段階で
設備設計一級建築士とパート
ナーを組むことを前提にした
り、対象ではない建築で設備